

伊達市部活動

地域クラブ活動

指導者ハンドブック



心豊かに 未来を拓く

活力あふれる 人づくり

令和8年1月

福島県伊達市教育委員会

目 次

◎ 教育長あいさつ	1
1 伊達市が目指す部活動地域展開（移行）の方向性	2
2 学校教育における部活動の教育的意義について	3
3 学校と地域との連携及び部活動指導員等の地域人材の活用について	4
4 部活動における適切な指導について	5
5 部活動における不適切な指導の禁止について	7
6 部活動における事故の防止について	9
7 事故発生時の対応について	10
8 生徒間トラブルの対応について	11
9 生徒・保護者との関係づくりについて	13
10 特別な支援を必要とする生徒の理解について	14
11 これからの地域スポーツ・文化を担う人材育成のために	16
12 よりよい学校部活動における指導について	17
資料 望ましい部活動指導のためのチェックシート【指導者用】	18

※ 本ハンドブックは、「伊達市部活動・地域クラブ活動 指導の手引き」同様、中学校の部活動や地域クラブ活動を主として作成しているため、「児童生徒」ではなく「生徒」と表記していますが、小学校の特設クラブ等についても本ハンドブックの指針を準用します。

◎ 教育長あいさつ

学校における部活動は、長年にわたり、生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・自発的な参加による活動を通じて、達成感の体得、学習意欲の向上や責任感・連帯感の涵養に資するとともに、我が国のスポーツ・文化芸術振興に対しても大きな役割を担ってきました。

また、学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活躍を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、生徒指導上の問題行動の発生抑制や保護者との信頼関係の構築など、学校運営上の意義も有してきました。

しかしながら、少子化が進展する昨今は、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況になっています。また、学校の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず教師が部活動の顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも、難しい状況となっています。さらに、学校、家庭及び地域が連携・協力し、生徒の成長を支援する中で、地域のスポーツ団体や指導者、施設などの資源と学校との連携・協働が十分ではない状況が見られるのも事実です。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な部活動環境を整備する必要があります。

このような状況を鑑み、本市においては、令和5年度に「伊達市部活動地域移行検討委員会」を設置し、関係団体と協議を重ねながら、伊達市に適した部活動地域移行の形を検討してきました。その中で、複数校による合同練習会、競技団体主体の部活動を計画実行し、地域移行に向けた課題の明確化及びその解決に取り組んできたところです。

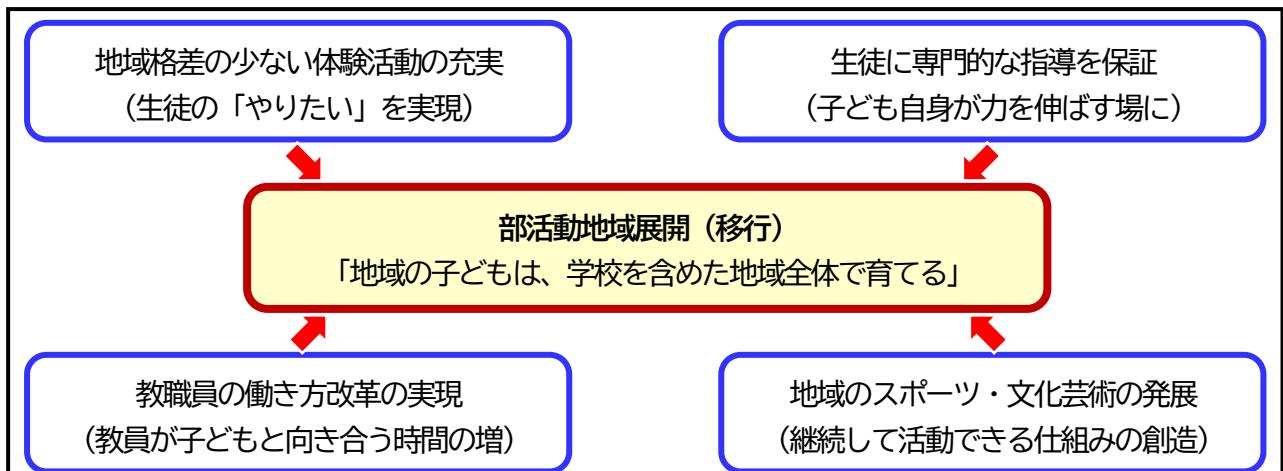
また、令和7年10月には、「伊達市地域クラブ設置要綱」を策定し、週休日の部活動の地域への完全移行に向けて、教育委員会が運営主体となる地域クラブを設置し、生徒たちの豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動を支援する体制を整えているところです。

本ハンドブックは、学校と家庭と地域がともに生徒の成長を支える地域移行を実現するための行動計画として策定した「伊達市部活動地域移行推進計画（令和7年2月）」及び「伊達市立学校に係る部活動の方針（令和7年6月）」を踏まえて、部活動指導者の適切な指導の実施に向けた指針として作成したものです。部活動及び地域クラブ活動の指導者に指導の基本書として活用され、スポーツ・文化芸術活動の一層の充実が図られることを切に願います。

令和8年1月

伊達市教育委員会教育長
渡 部 光 穎

1 伊達市が目指す部活動地域展開（移行）の方向性

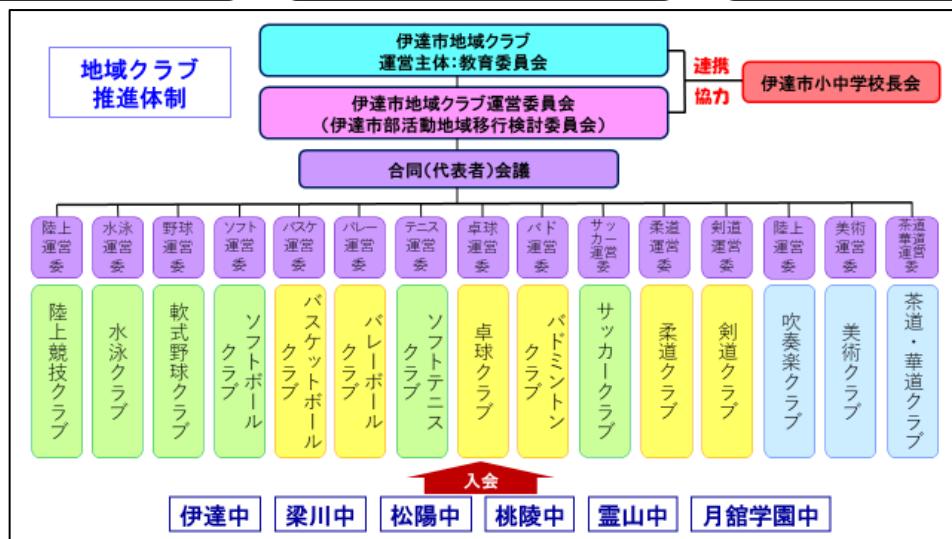
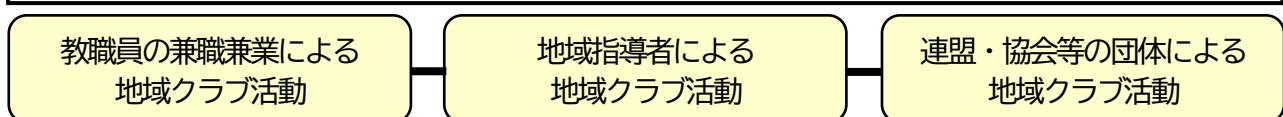


令和5年10月 「伊達市部活動地域移行検討委員会設置要綱」策定

令和7年 2月 「伊達市部活動地域移行推進計画」策定

令和7年 6月 「伊達市立学校に係る部活動の方針」策定
「伊達市部活動・地域クラブ活動指導の手引き」策定

令和7年10月 「伊達市地域クラブ設置要綱」策定
「伊達市学校教職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業に関する要綱」策定
「伊達市拠点校部活動に係る規程」策定



総合型地域スポーツクラブ「アンバジヨイ」・マルチ型クラブ

2 学校教育における部活動の教育的意義について

学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、学習指導要領に位置付けられた活動である。学校部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ・文化芸術等の幅広い活動機会を得られるとともに、体力や技能の向上に資するだけではなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会もある。学校部活動は、多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を実現する役割を有している。

キーワードは…



<学校部活動の教育的意義>

- ◇ 異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が高い。
- ◇ スポーツや文化芸術及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、好ましい人間関係の形成等の資質・能力の育成に資するものであるとの意義を有する。
- ◇ 中学生が学校外の様々な活動に参加することは、ともすれば学校生活にとどまりがちな生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることが期待される。

ポイント！ 「部活動を運営する上で留意すべきこと」

- ① 部活動指導員等のスポーツや文化芸術及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった各種団体との連携などの運営上の工夫を行う。
- ② 部活動の設置・運営は法令上の義務として実施されるものではないこと、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではないこと、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることに留意する。
- ③ 休養日や活動時間を適切に設定するなど、バランスのとれた生活や成長に配慮し、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの防止に留意する。
- ④ 過度な勝利・結果至上主義により、生徒の発達に悪影響を与えないようにする。

3 学校と地域との連携及び部活動指導員等の地域人材の活用について

部活動改革については、学校部活動と地域クラブ活動との連携、平日と休日の活動の指導方針等の連携が課題として挙げられている状況にある。このような状況を受け、学習指導要領解説において、学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加等を行うことで、学校関係者を含めた共通理解の促進を図ることが示された。

＜学習指導要領解説の見直し「イ 学校と地域クラブとの連携等」＞

- ◇ 地域クラブ活動の実施にあたっては、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが重要である。
- ◇ 学校の生徒が、地域クラブ活動に参加している場合には、学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが必要である。

ポイント！ 「地域クラブ活動に求められること」

- ① 部活動も地域クラブ活動も、勝利やよい成績を残すこと目標として取り組むが、目的は生徒自身の成長であることを意識する。
- ② 専門的な技能や知識を伝えることと同じくらい、生徒のアイデアや考えを取り入れることを大切にする。
- ③ 所属するクラス等とは異なる集団で、生徒自身が人間関係を築いていくことも大きな目的と考え、集団づくり・チームづくりを進める。

＜部活動指導員及び外部指導者＞

- ◇ 部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動は「学校教育の一環として進められる教育活動である」ことを踏まえ、学校の教育目標や方針、学校部活動の目標等について共通理解を図るとともに、指導に必要な情報を学校と相互に共有することが大切である。

ポイント！ 「部活動指導員及び外部指導者の活用」

- ① 学校で部活動指導員及び外部指導者を活用する場合は、専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者を配置するとともに、学校全体で配置の方針等を確認し、保護者にも周知する。
- ② 部活動指導員及び外部指導者は、緊急連絡体制、事故発生時の対応、生徒間トラブルや生徒からの相談などへの対応方法、不適切な指導と体罰の禁止、定められている練習時間や休養日等を校長と確認する。
- ③ 部活動指導員及び外部指導者は、独自の判断により、活動時間、活動場所、活動内容等を変更したり、練習試合や大会等へ参加したりするなど、学校の方針に反する指導を行わない。

4 部活動における適切な指導について

校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者（以下、部活動の指導者）は、学校部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。また、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。

＜心身の健康管理の徹底＞

- ◇ 部活動の指導者は、生徒の心身の発達を考え、適切な負荷と適度な休養を確保した活動計画を立てること。その際「伊達市立学校に係る部活動の方針」を遵守する。
 - 学期中は、平日週1日及び土日いずれか週2日以上の休養日を設ける。
 - 土日に大会等がある場合は、1か月以内の別日に休養日を振り替える。
 - 長期休業中の土日及び学校閉庁日は、原則休養日とする。
 - 練習時間は、平日2時間、休日3時間を上限とする。
 - 大会等への参加については、生徒や家庭に過度な負担をかけないように計画する。
- ◇ 部活動の指導者は、生徒の活動に対する意欲を高める「動機付け」を意識し、特に称賛や励ましを重視した指導を行う。
- ◇ 部活動の指導者は、個々の生徒の発達段階や健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けるなど、生徒の疲労状況や精神状況を把握しながら指導し、部活動終了後の体調確認も忘れずに行う。
- ◇ 部活動の指導者は、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導にあたる。

＜指導者としての心構え＞

- ◇ 部活動の指導者は、無理のない練習を心掛けるとともに、生徒自身が主体的に自分や他人の安全を確保できるように指導を重ねる。
- ◇ 部活動の指導者は、関係施設・設備・用具の定期的な安全確認、事故が起きた場合の対処法の確認、医療関係者等への連絡体制の整備に留意する。
- ◇ 部活動の指導者は、常に最悪の場合を想定し、救急救命法やAED（自動体外式除細動器）の適切な使用方法について十分に理解するとともに、緊急時に適切に対応できるようになる。
- ◇ 部活動の指導者は、障がいのある生徒一人一人の障がいの程度や状態、配慮事項等を部活動の指導者間で把握するとともに、行動の観察と危険を予測しながら指導にあたる。
- ◇ 部活動の指導者は、部活動中に、頭を強く打ち付けた場合は直ちに活動を中止し、脳神

経外科等の専門医を受診するとともに、セカンドインパクト症候群（一度目が軽微であっても二度目の症状が重篤になること）に注意し、慎重に対応にあたるようにする。

- ◇ 部活動の指導者は、部活動の実施にあたっては、熱中症を防ぐために、「暑さ指数（WBGT）に応じた注意事項等」を目安に対策を講じる。また、雷や暴風、ゲリラ豪雨、PM 2.5などの気象情報も事前に収集しておく。

暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等

暑さ指数 (WBGT)による 基準域	注意すべき生活 活動の目安	日常生活における 注意事項	熱中症予防運動指針
危険 31以上		高齢者においては、安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は、運動を中止する。特に子どもの場合には、中止すべき。
厳重警戒 28以上 31未満	すべての生活 活動でおこる 危険性	外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。	厳重警戒 （激しい運動は中止） 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり、水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の 生活活動で おこる危険性	運動や激しい作業をする際は、定期的に充分に休息を取り入れる。	警戒 （積極的に休憩） 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり、適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが、激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意 （積極的に水分補給） 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

（「熱中症環境保健マニュアル 2022」（令和4年3月改訂：環境省）より作成）

ポイント！ 「合理的かつ効率的・効果的な活動の推進」

- 運動部の指導者は、科学的な理論や根拠に基づいた指導法や新たに開発された練習法などを積極的に習得し、日頃の指導に生かす。体育・スポーツの研究によると、筋力や全身持久力をはじめとする体力の要素は、適切な休養と栄養の補給を挟みながら運動することで運動前よりも体力が向上することが明らかになっている。
- 文化部の指導者は、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、分野の特性等を踏まえた合理的かつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られる指導を行う。
- 部活動の指導者は、技術指導の内容とともに、生徒の発達段階や成長による心身の変化（心理、生理、休養、栄養）、部のマネジメント、コミュニケーション等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、それらを向上させる必要がある。

5 部活動における不適切な指導の禁止について

学校教育の一環として行われる部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等を行うことはもちろん、懲戒として体罰が禁止されている。また、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為も許されない。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生に、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。

<体罰・ハラスメントの根絶>

- ◇ 学校部活動の実施にあたっては、生徒の心身の健康管理、事故防止だけでなく、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ◇ 体罰は、学校教育法に違反する行為であり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導を徹底する。体罰が、「熱心な指導」「厳しい指導」として正当化されることはない。
- ◇ 部活動の指導者は、生徒の人格を否定する発言や指導者としての信用を失墜させる行為（セクハラ、パワハラ、モラハラ、個人情報の漏洩等）が、絶対にあってはならないものであるという自覚をもって指導にあたる。
- ◇ 生徒との私的な電子メールやSNS等のやりとりは行わない。

<体罰等の許されない指導と考えられる行為>

- ◇ 殴る、蹴る等
- ◇ 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全点検の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
- ◇ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威圧的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ◇ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ◇ 身体や容姿に係ること、人格等を侮辱したり否定したりするような発言を行う。
- ◇ 特定の生徒に対して、独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。
- ◇ 体罰等の許されない指導をなくすために、平成27年3月に、コーチング推進コンソーシアムから発表された「グッドコーチに向けた『7つの提言』」を指導理念の根幹にする。

ポイント！ 「7つの提言」

- ① 暴力やあらゆるハラスメントの根絶に全力を尽くしましょう。
- ② 自らの人間力を高めましょう。
- ③ 常に学び続けましょう。
- ④ プレーヤーのことを最優先に考えましょう。
- ⑤ 自立したプレーヤーを育てましょう。
- ⑥ 社会に開かれたコーチングに努めましょう。
- ⑦ コーチの社会的信頼を高めましょう。

6 部活動における事故の防止について

学校管理下における事故は、その原因を捉えた場合、様々な状況の下で発生しているが、生徒が体を動かす活動である体育活動は、事故件数からも安全対策の徹底が必要であり、主なものとして体育の授業と運動部活動が挙げられる。

事故防止に向けた安全指導に関しては、体育の授業における領域や運動部活動における競技において、領域や競技種目の特性などから事故の状況が異なることから、体育活動中における事故防止を図るために、単に個人や個々の部活動、また保健体育科の授業や体育的行事を担当する分掌のみで対応するのではなく、組織的に取り組む必要がある。学校が組織として、安全な教育環境実現のため、常に努力していくことが大切である。

<事故防止の基本的な考え方>

- ◇ 保健体育科の授業や運動部活動には、児童生徒の年齢・体格・体力・技能・体調・疾患、練習内容や方法、指導者の管理・監督・指導、施設・設備、使用する用具及び自然環境など、様々な要因によって事故につながる可能性があることを念頭に置いて指導にあたる。
- ◇ 事故の要因としては、次のようなことが考えられる。
 - 自身の人为的要因 ◦ 他人から的人为的要因 ◦ 運動やスポーツの特性による要因
 - 体力・技能や発達の段階による要因 ◦ 活動計画や安全対策による要因
 - 施設・設備・用具等の要因 ◦ 自然現象や自然環境等の要因 ◦ 複合的な要因
- ◇ 学校においては、けがや事故を未然に防止し、安全な活動を実現するための万全なシステムづくりが必要である。
- ◇ 指導者は、生徒の生命・身体の安全を確保するための注意義務があり、注意義務には、①安全を確保する義務（危険予測義務）、②危険な結果を回避する義務（危険回避義務）がある。指導者は、潜在的な危険を早く発見し早く取り除く配慮、潜在的な危険を重なり合わせないようにする配慮、二次的な事故にならないようにする配慮等に留意する。

ポイント！ 「部活動での事故防止」

- ① 部活動を安全指導の観点から考え、学校の伝統、施設・設備の実態、指導にあたる教職員の数、生徒の発達の段階に配慮しながら、活動内容を計画する。
- ② 部活動においては、指導者が繰り返し安全指導や注意喚起を行い、活動を通して生徒に安全な活動を行うための判断力や身体能力等を育成し、生徒自らが危険性を予測し回避することができるようとする。
- ③ 部活動においては、指導者による健康観察や生徒相互による観察を行い、生徒の身体や疲労の状況、そして気候の変化に応じて指導計画や活動計画を修正し、常に健康管理に努めながら指導する。
- ④ 部活動は、施設・設備・用具等を活用して行われるものであり、活動にあたっては指導者と生徒が共に施設・設備・用具等の安全点検・確認を行うことが大切である。

【運動部活動における安全点検の例】

	点 檢 事 項	月日	結果	処 置 状 況	確認
通年	活動目標を明確にした上で、適切な指導計画を作成し計画的に実施しているか。				
	顧問教員が明確に位置付けられ、安全指導の徹底について教職員の共通理解を図っているか。				
	生徒の健康状態に配慮した練習日数や練習時間が設定されているか。				
	活動方針や活動内容、年間計画について保護者に周知するとともに、日常の活動や生徒の健康状態等の情報交換など、連携を十分に図っているか。				
	全体の状況を常に把握し、発達段階に配慮するなど、安全面に配慮して指導しているか。				
	適切な休憩や水分及び塩分補給など、日ごろから生徒の健康管理に十分配慮しているか。				
	体育館、グラウンド、武道場等の施設・設備は整備されているか。				
年	用具・器具に破損はないか。用具・器具は正しく設置されているか。				
	運動種目等の適性を踏まえ、適した服装を正しく着用しているか。				
	運動種目等の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定しているか。				
大会	適切な実施計画を作成し、関係職員や保護者に周知するとともに、参加に対する保護者の承諾を得ているか。				
	会場への移動手段は適切なものであり、安全は確保されているか。				
	大会中の生徒の健康管理に配慮しているか。				
	緊急時の連絡体制(医療機関、学校、保護者)が整備され、確実に機能するかを事前に確認しているか。				

＜熱中症への対策＞

- ◇ 指導者や生徒が熱中症の予防策を十分理解して運動に取り組むとともに、「熱中症予防のための運動指針」等を参考に、運動の可否等を適切に判断する。
- ◇ 熱中症を予防するとともに、練習効果を十分にあげるためにも部活動中の水分及び塩分の補給を計画的に行う。練習開始から時間を決めて水分及び塩分の補給時間を設け、必要に応じて、生徒がいつでも水分や塩分を補給できる環境を整えておく。

7 事故発生時の対応について

万が一、部活動中に事故が発生した場合には、生徒の生命を守り、負傷の悪化を最小限に抑えるため、速やかに適切な応急手当を行わなければならない。応急手当が適切に行われるためには、学校の連絡通報体制が確立されていることが必要であり、どのような時に、どのような対応をするかについて、平素から全教職員に周知され、共通理解が図られていることが大切である。

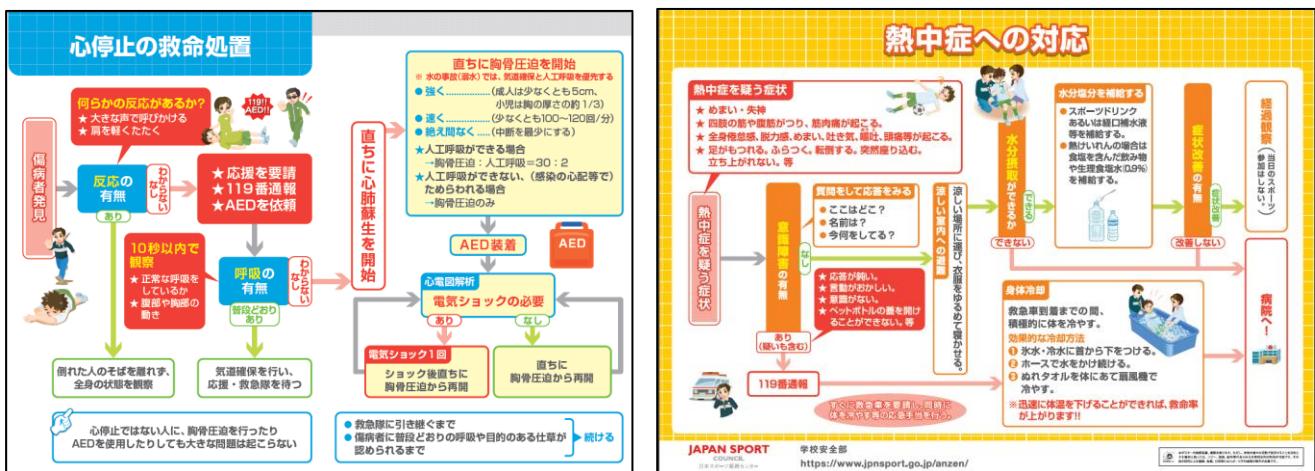
◇ 部活動中に事故が発生し、生徒が負傷した場合、その場に居合わせた指導者は、直ちに他の教職員等の応援を求めるとともに、速やかに応急手当を行うことが原則であり、状況によっては救急車を要請する。

- ① 発見者は、直ちに付近にいる指導者に通報し、必要に応じて適切な応急手当を行う。
 - ② 通報を受けた指導者は、直ちに管理職、学級担任及び養護教諭に通報するとともに、事故現場に急行する。
 - ③ 養護教諭は応急手当を行うとともに、医療機関への搬送や救急車の要請等について速やかに判断する。
 - ④ 救急車が必要な場合は、定められた連絡体制により、速やかに要請する。
 - ⑤ 必要に応じて学校医や医療機関に連絡し、指示を仰ぐ。
 - ⑥ 保護者への連絡は、あらかじめ明確にしてある連絡体制により迅速かつ確実に行う。
保護者に対して無用な不安を与えないように配慮する。
 - ⑦ 搬送先の決定については、保護者に相談することが望ましい。

◇ けがや病気の中でも最も重篤で緊急を要するものは、心臓や呼吸が止まってしまった場合であり、そのような場合にはすぐに救急車を要請するとともに、救急車が到着するまでの間に、応急手当、つまり心肺蘇生法を行う。

【救急救命の流れ】

【熱中症への対応】



（「スポーツ事故対応ハンドブック（令和2年12月）独立行政法人日本スポーツ振興センター」引用）

【日本スポーツ振興センターホームページ↓】

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx

8 生徒間トラブルの対応について

<いじめ対応>

日本のいじめは、外から見えにくい心理的ないじめが多く、また、同じ学級（同じ部活動）に加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりする点に特徴がある。いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要がある。そのためには、生徒の表情や学級（部活動）の雰囲気から違和感に気付き、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められる。

- ◇ いじめを把握したら、対応の第一歩として、何よりも被害者保護を最優先し、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐ。
- ◇ 対応の第二歩としては、被害者のニーズを確認し、安全な居場所の確保やいじめる生徒や学級全体（部活動全体）への指導に関する具体的な支援案を提示する。
- ◇ 対応の第三歩としては、いじめの加害者への指導と加害者と被害者との関係修復を図る。加害者の保護者にも協力を要請し、加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えるようになることを目指して働きかける。なお、指導の事前及び対応の過程で被害生徒及び保護者の同意を得ること、指導の結果を丁寧に伝えることなども忘れてはならない。
- ◇ 対応の第四歩としては、いじめの解消を目指す。その際、解消の二条件を満たしているかどうかを、本人や保護者への面談などを通じて、継続的に確認する必要がある。
- ◇ いじめを重大事態化させないためには、適切な対応を怠ればどのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を共有した上で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えて組織的にケースに応じた対応策を検討していく。

ポイント！ 「いじめ防止につながる発達支持的生徒指導」

「全ての生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり（集団づくり）」を目指すことが、いじめ防止につながる。

- ① 「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」集団を目指すために、様々な考え方や異なる意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、生徒が互いの違いを理解できるようにする。
- ② 自分のやろうとすることが認められ、応援してもらっていると感じることができるように、生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。
- ③ 主体的に取り組む共同の活動を通して、他者から認められ、他者の役に立つていると実感するとともに、「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む。
- ④ 成長途上にある生徒が、信頼できる大人（教職員や保護者等）に「困った、助けて」と援助希求を表出できるように体制づくりを行う。

＜暴力行為への対応＞

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」では、暴力行為の発生件数は、中学校、高等学校において減少傾向が見られるものの、小学校においては増加の傾向にあり、全体的にも依然として多くの暴力行為が発生している。そのため、全教職員の共通理解に基づき、未然防止や早期発見・早期対応の取組、家庭・地域社会等の協力を得た地域ぐるみの取組を推進するとともに、関係機関と連携し、生徒指導体制の一層の充実を図ることが求められる。

- ◇ 暴力行為の前兆行動としては、粗暴な言葉、相手を殴るような素振りや壊れない程度に物を蹴るといった振る舞い、まだ暴力を伴わないいじめといったものが考えられる。生徒の前兆行動を早期に発見し対応することが、暴力防止において重要である。
- ◇ 早期対応にあたって重要なのは、生徒の話をよく聴くということである。先入観や偏見を持たずに対し真摯に聴こうとする態度が、本人の気持ちを落ち着かせ、これまで粗暴な言動としてしか表わせなかつたSOSの表現を適切な仕方へと転換できるようになる。
- ◇ 生徒の話をよく聴いた上で、介入が必要と認められる場合には、学習支援や進路指導の強化、保護者への働きかけ、生徒間の関係の調整、関係機関への相談、医療や福祉へのつなぎなど、チーム学校として指導・援助を行う。
- ◇ 保護者への対応で、子どもの問題を認めたがらず協力を得ることが難しい場合もあるが、状況を正確に説明し、理解を得て共に指導・援助にあたることができれば、早期対応をより効果的に行なうことが可能となる。
- ◇ 暴力行為が発生した場合、第一に被害を受けた生徒等の手当てと周囲の児童生徒等の安全確保を行い、状況によっては救急や警察にすぐに通報しなければならない。暴力行為が認められた場合には、対応について早急に校長等の管理職の指示を仰ぎ、保健室での手当、暴力行為に及んだ生徒・被害を受けた生徒等・目撃した生徒等からの聴き取り、関係する保護者への連絡、暴力行為の現場の保全と記録などを行う必要がある。

ポイント！ 「暴力行為の早期発見・対応に向けたアセスメント」

アセスメントは、児童生徒の発達面はもちろん、学習面、進路面、健康面、心理面、社会面（交友面）、家庭面などを多面的側面から見ていく。

- ① 学習面の遅れや進路の悩みが、本人のストレスや自棄的な感情につながっていないか？
- ② 飲酒や薬物乱用などの問題が見られないか？
- ③ 自己中心的な偏った考え方陷入っていないか？
- ④ 学校や地域における交友関係のトラブルやいじめなどの問題がないか？
- ⑤ 家庭における大きなストレスや被虐待の問題がないか？
- ⑥ 発達障害等の障害を背景とした二次的な問題が起こっていないか？

9 生徒・保護者との関係づくりについて

部活動は、生徒の自主的、自発的な活動であるため、指導者が生徒に対して、指導の目的、指導の方針、計画、指導内容や方法等を明確に伝え、理解させた上で取り組ませるなど、両者の信頼関係づくりが活動の前提となる。日常の指導でも、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ、どのように行けばよいのか等を理解させていくことが重要である。また、保護者等に対しても、学校全体の目標や方針、各部の活動の目標や方針、計画等について積極的に説明し、理解を得ることが望まれる。

<生徒との関係づくり>

- ◇ 部活動の指導者は、生徒のよいところを見付けて伸ばしていく肯定的な指導や叱ること等を場面に応じて適切に行っていくことが望まれる。指導者の感情により指導内容や方法が左右されないように注意する。
- ◇ 部活動の指導者が、試合や練習中に激励等として厳しい言葉や内容を生徒に発することがあるが、競技、練習継続の意欲を失わせるような言葉は不適切である。生徒の心理についての科学的な知見、言葉の効果と影響を十分に理解した上で、指導にあたる。
- ◇ 部活動の指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに努める。

<保護者との連携・関係づくり>

- ◇ 部活動は、学校教育活動の一環として、教育課程との関連を図りながら実施することから、学校行事などと同様に、保護者の理解や協力を得るとともに、保護者との信頼関係を構築することが重要である。
- ◇ 保護者や地域からの要望に対しては、問題の複雑化・長期化を防ぐために、初期対応（ファースト・コンタクト）を迅速・適切に行う。

【ポイント】「保護者等からの要望等に係る電話対応」

- ① 言い訳や反論をせずに、需要的な態度で話をしっかりと聞く。
- ② 相談相手の不安や不満、悲しみ、憤り、怒り等の心情への理解を示し、いたわりや謝意の言葉を述べるなど、落ち着いて話し合える状況をつくる。
- ③ メモを取りながら聞き、ポイントごとにメモの内容を復唱し、相手に確認する。
- ④ 事実や推測等を整理し、相手の言い分や問題意識がどこにあるのかを明確にしながら、苦情や要望等の内容をしっかりと把握する。
- ⑤ よく分からぬ点については、謙虚な姿勢で穏やかに質問するようとする。
- ⑥ 電話をたらい回しにせず、分かることは責任をもって回答する。
- ⑦ 安易に回答できないことについては、管理職に電話内容を伝え、改めて回答することを約束する。その際、連絡方法や今後の見通し等について確認する。
- ⑧ 電話に対する感謝の意、今後も何かあれば遠慮せずに相談いただいて構わないことを伝え、子どものために協力できる信頼関係を築くことができるようとする。

10 特別な支援を必要とする生徒の理解について

発達障害のある生徒への合理的配慮については、読み書きや計算、記憶などの学習面の特性による困難さ及び不注意や多動性、衝動性など行動面の特性による困難さ、対人関係やコミュニケーションに関する特性による困難さに対する個別的な配慮が必要になる。集団の中で、特定の生徒に対する合理的配慮を行うためには、合理的配慮を特別視せずにお互いを認め合い支え合う集団づくりを行うことが重要な基盤になる。

発達障害の診断がつかないが、対人関係や社会性、行動面や情緒面、学習面において適応上の困難さにつながる特性を有しているいわゆるグレーゾーンの生徒もいる。発達障害のある生徒と同様に、適応上の困難さを抱えている生徒は決して少なくないので、診断の有無により対応を考えるのではなく、生徒が抱える困難さから対応を考えることが大切である。

<自閉症に対する理解>

- ◇ 自閉症は、「他者との社会的関係の形成の困難さ」、「言葉の発達の遅れ」、「興味や関心が狭く特定のものにこだわること」を特徴としている。相手の気持ちを推し量ることや自分の言動の周りへの影響を把握することに難しさがあり、暗黙の了解や例え話、遠回しの表現など抽象度が高い内容の理解に困難さがある。
- ◇ 自閉症のある生徒に対する義務教育段階における特別な指導内容としては、次のようなことが挙げられる。
 - 自閉症のある生徒は、日々の日課と異なる学校行事や急な予定の変更などに対応できず、混乱したり、不安になったりして、どのように行動したらよいか分からなくなることがある。このような場合には、予定のスケジュールや予想される事態や状況等を事前に伝えたり、体験できる機会を設定したりするなど、適切な対応の仕方や行動の仕方を身に付けることができるよう指導する。
 - 自閉症のある生徒は、集団活動における一斉指示及び説明が自分に対することとして捉えられないため、提示されたものを注視しようとすること、教師の示範を受け止めて模倣しようとすること、他者からの指示を理解して応じようとすることを苦手としていることが多い。集団での活動場面においては、一斉指示及び説明の後、個別に指示及び説明を行うなど、生徒の主体性を確保し、意欲を喚起しながら、これらができるようにしていくことが大切である。

<注意欠陥多動性障害に対する理解>

- ◇ 注意欠陥多動性障害は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とし、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す。ルールや約束を守らず、自分の感情や行動をコントロールしきれずに無意識にとった行動が、結果として問題となる場合も多々あり、早合点やうっかりミス、不注意な誤りによる失敗も多く経験している。
- ◇ 注意欠陥多動性障害のある生徒に対する義務教育段階における特別な指導内容としては、次のようなことが挙げられる。
 - 思ったことを口にして相手を不快にさせるような言動を繰り返してしまう場合には、口

ールプレイなどにより相手の話を受けてやり取りをする経験を重ねたり、ゲームなどを通して適切な言葉を使用できるようにしたりして、感情の理解や状況に応じた言葉のやりとり等の指導を工夫する。

- 注意に対して衝動的に反発して興奮を静められなくなる場合には、自分を落ち着かせることができる場所に移動してその興奮を静めることや、いったんその場所を離れて深呼吸するなどの方法があることを教え、それらを実際に行うことができるよう指導する。

＜学習障害に対する理解＞

- 学習障害は、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す。課題は理解できても、学習の取組に成果を上げることに困難があり、できることと難しいことのギャップが大きいことも特徴である。
- 学習障害のある生徒に対する義務教育段階における特別な指導内容としては、次のようなことが挙げられる。
 - 書かれた文章を理解したり、文字を書いて表現したりすることは苦手だが、聞けば理解できたり、図や絵等を使えば効率的に表現することができたりすることもあるので、本人が理解や表現しやすい学習方法を用いて、様々な場面で生徒が有する能力を発揮できるように工夫する。
 - 言葉の意味理解の困難さや間違いなどから、友だちとの会話の背景や経過を類推することが難しく、そのために集団に積極的に参加しにくい場合には、日常的によく使われる友だち同士の言い回しやその意味することが分からぬときの尋ね方などを、あらかじめ少人数の集団の中で学習しておく経験を積ませるようにする。

ポイント！ 「特別な支援を必要とする生徒とのかかわり」

- 指示は、できるだけ短い言葉で具体的に伝え、繰り返したり板書したりする。
「早く、片づけなさい。」→「いすは、控室にもっていき、奥から詰めて置きます。」「なんでできないの？」→「私は、もう一步前に出てバスをもらって欲しいです。」
- 身に付けさせたい行動は、まず「して見せて」からにする。
- 増やしたい行動は「ほめる」、減らしたい行動は「相手をしない」、やめさせたい危険な行動は「すぐに止める」を基本にする。
- 生徒が興奮しているときは、話をやめクールダウン等を行う。
- 理由を長々話して聞かせることはしない。
- 見通しを持てるように、時間ややることを示しておく。可能なら、写真や実際の場所を示して伝えると、より伝わりやすくなる。
- 安心して楽しく活動できるようにルールや手本を示し、練習を繰り返しながら守らせるようにする。
- 本人が困っている状況を想像して、少しでも軽減できるように配慮する。

（「令和7年度版 特学担任指導のBase10（伊達市教育委員会）」より）

11 これからの地域スポーツ・文化を担う人材育成のために

部活動は、生徒が各種活動に取り組む契機や各分野の人材育成の場として、我が国のスポーツや芸術文化等の振興を大きく支えてきた。部活動の意義については、冒頭で述べたが、部活動の運営にあたっては、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようする必要がある。

少子化や核家族化が進む中にあって、学校外の様々な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。

<運動部活動>

スポーツ基本法（平成23年法律第78号）抜粋

第二条（基本理念）

2 スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。

◇ スポーツは、スポーツ基本法に掲げられているとおり、世界共通の人類の文化であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠なものとなっている。運動部活動において生徒がスポーツに親しむことは、学校での授業等での取組、地域や家庭での取組とあいまって、スポーツ基本法の基本理念を実現するものである。学校、スポーツ団体等には、健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導が求められる。

<文化部活動>

文化芸術基本法（平成29年6月改正）抜粋

第二条（基本理念）

8 文化芸術に関する施策の推進にあたっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

◇ 国、地方公共団体は協力して、学校内外において生徒たちが芸術文化等の活動に親しむ機会が今後とも確保されるよう文化部活動を取り巻く様々な課題に着実に取り組んでいく必要がある。また、芸術文化等の各分野の関係団体等は、各分野の普及の観点から、文化部活動や地域における芸術文化等の活動が適切に行われるために必要な協力を積極的に行うとともに、芸術文化等の水準向上の観点から、地方公共団体や都道府県中学校文化連盟等各都道府県の文化部活動に関わる組織等とも連携し、生徒を早期からの本格的な育成へ導くことができるよう、指導者養成も含めた仕組みの確立に向けて取り組む必要がある。

12 よりよい学校部活動における指導について

【 スポーツ庁 部活動指導の手引き 】で検索

スポーツ庁ホームページに、各競技連盟へのリンクがあり、そちらから各競技連盟や協会等のホームページへ移動したり、ダウンロードしたりすることができる。

陸上競技	中学校部活動における陸上競技指導の手引き (※公益財団法人日本陸上競技連盟のホームページへリンク) https://www.jaaf.or.jp/development/jhs/
サッカー	中学校部活動サッカー指導の手引き (※公益財団法人日本サッカー協会のホームページへリンク) https://www.ifa.jp/coach/physical training club activity/guidance.html#pankz
バスケットボール	中学校部活動におけるバスケットボール指導の手引き (※公益財団法人日本バスケットボール協会のホームページへリンク) http://www.japanbasketball.jp/training/47264
軟式野球	中学校部活動軟式野球指導の手引き (※全日本軟式野球連盟のホームページへリンク) https://jsbb.or.jp/coaches/
バレー ボール	中学校部活動におけるバレーボール指導者へのガイドライン (※公益財団法人バレーボール協会のホームページへリンク) https://www.jva.or.jp/wp-content/uploads/2024/02/juniorhigh guide JVA2019.pdf
ソフト ボール	中学校部活動におけるソフトボール指導の手引き (※公益財団法人日本ソフトボール協会のホームページへリンク) http://www.softball.or.jp/announcement/pdf/manual junior.pdf
ソフト テニス	ソフトテニス部活動指導の手引き (※公益財団法人日本ソフトテニス連盟のホームページへリンク) https://www.jsta.or.jp/wp-content/uploads/2019/03/bukatsu shidou c.pdf
剣道	中学校部活動における剣道指導の手引き (※一般財団法人全日本剣道連盟のホームページへリンク) https://www.kendo.or.jp/information/20190301/

- ◎ 福島県教育委員会 「学校部活動の在り方に関する方針」
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/577866.pdf>

- ◎ 伊達市教育委員会 「伊達市立学校に係る部活動の方針」（各校に配布済み）

- ◎ 伊達市教育委員会 「伊達市部活動・地域クラブ活動 指導の手引き」

※ 部活動・地域クラブ活動を実施する際のルール、規則等とあわせて、各競技の指導にあたる皆さんの指導力向上のためにご一読いただき、指導の改善・工夫に役立てていただきたい。

望ましい部活動指導のためのチェックシート【指導者用】

【管理面】

- 学校教育の一環として行われる部活動は、部活動顧問等の指導の下、スポーツ・芸術文化活動等に興味や関心を持つ同好の生徒による、自主的・自発的な参加によって行われる活動であることを理解している。
- 部活動顧問等の一方的な方針で活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、目標や指導の方針を設定している。
- 担当する部活動の方針や目標を生徒や保護者に周知している。
- 学校の部活動の方針に則して、担当する部活動の年間活動計画を作成し、毎月の活動計画及び活動実績を校長に報告している。
- 年間活動計画と毎月の活動計画を生徒及び保護者に周知している。
- 学校が設定した部活動の方針に則して、休養日、練習時間の上限を設定し、遵守している。
- 校外で練習や試合等を行う場合は、毎回、事前に校長の承認を得ている。
- 部費や遠征費など、家庭の経済的負担を軽減するよう注意しているとともに、必要な場合は、丁寧に説明している。
- 部活動指導員、外部指導者と十分な連絡・調整を行い、トラブルの防止に努めている。
- 定期的に会計処理の状況を確認し、管理職に報告している。
- 定期的に施設や用具の安全点検を実施している。
- 体罰となる行為を理解し、絶対にしないようにしている。

【指導面】

- 生徒とのコミュニケーションを大切にし、生徒が楽しく真剣に活動している。
- 個々の生徒の健康、体力等の状況を事前に把握するとともに、練習中に声を掛けて生徒の反応を見たり、疲労状況を把握したりしながら指導している。
- 生徒の活動の様子などについて、積極的に担任や保護者等と情報を共有している。
- 事故発生時の対処方法について、学校の危機管理マニュアルによって理解している。
- 心肺蘇生法やAED使用の手順や方法、AEDの設置場所について理解している。
- 定期的に心肺蘇生法の講習会に参加している。
- 頭部を強打した場合に、注意すべき「セカンドインパクト症候群」について理解している。
- 熱中症予防のため、休息や水分補給を意図的に行うとともに、生徒に対し啓発している。
- 不適切な指導がどのような指導かを具体的に知っている。
- 生徒との私的な電子メールやSNS等のやりとりは行っていない。
- パワーハラスマントやセクシャルハラスマントと判断される言葉や行為に注意し、指導している。
- 自分の実践や経験による指導だけでなく、科学的な理論や根拠に基づいた指導法や指導内容を導入している。
- 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質・能力の向上を図っている。
- トレーニングで身体に負荷をかけた後、適切な栄養と休養を取ると、それまでの体力水準より高い水準まで回復することを知っている。（超回復の原理）
- トレーニングの三原理、五原則を理解し実践している。

（「学校部活動の在り方に関する方針（令和5年3月）福島県教育委員会」より）



学校部活動や地域クラブ活動で何かお困りのこと、指導を進めるうえでお悩みのことがあれば、下記連絡先にご相談ください。

<教育委員会>

伊達市教育委員会学校教育課 024-573-5824 024-573-5833

<中学校>

伊達市立伊達中学校 024-583-3025

伊達市立松陽中学校 024-575-3204

伊達市立靈山中学校 024-586-1327

伊達市立梁川中学校 024-577-2161

伊達市立桃陵中学校 024-576-6353

伊達市立月館学園中学校 024-571-1227

<小学校>

伊達市立伊達小学校 024-583-3028

伊達市立梁川小学校 024-577-1124

伊達市立栗野小学校 024-577-0247

伊達市立保原小学校 024-575-3281

伊達市立柱沢小学校 024-576-3013

伊達市立小国小学校 024-586-1144

伊達市立伊達東小学校 024-583-3024

伊達市立堰本小学校 024-577-0323

伊達市立大田小学校 024-576-3571

伊達市立上保原小学校 024-576-2319

伊達市立掛田小学校 024-586-1316

伊達市立月館学園小学校 024-571-1228